

会則

野口颯後援会（規約）

（名称）

第1条 この会は野口颯後援会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、野口颯選手のウインドサーフィン選手活動を温かい心で純粋に応援し、野口颯選手への活動費の援助、また野口颯選手のウインドサーフィン振興活動や地域振興への協力と、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- （1）野口颯選手出席による激励会・親睦会などの開催。
- （2）野口颯選手応援のための広報活動
- （3）野口颯選手への活動費の援助
- （4）その他、本会の目的達成に必要な活動。

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する個人および法人で構成する。

（入会手続き）

第5条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入の上、会長及び役員に提出し、会費の納入をもって入会とする。（この手続きは、Ocean Line 等アプリ内の野口颯後援会から申し込みをもってこれに代えることもできる）

（会費）

第6条

- 1 会員の会費は次の通りとする。
 - （1）個人会員の会費は、年額1口2,000円からとする。
 - （2）法人会員の会費は、年額1口5,000円からとする。
 - （3）特別会員(学生会員等)の会費は、年額1,000円からとする。
- 2 在会期間が1年に満たない場合でも、年会費は一律とする。
なお、年会費は理由の如何を問わず返還しない。

(会員の心得)

第7条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序ある応援を心がけ、所属先並びに野口颯選手および野口選手の家族に過度負担となるような行為を厳に慎むこと。
- (2) 本会が行う諸活動に、積極的に参加すること。
- (3) 野口颯選手の応援者並びにファン獲得に努力すること。

(会員の期間)

第8条

- (1) 会員の有効期限は、本会の会計（事業）年度1年間とする。
- (2) 入会2年目以降の会員は、会員自身から退会の申出があった場合を除き、自動的に入会を継続する。
- (3) 会員の都合により途中退会する場合は、退会届を会長に提出するものとする。
- (4) 会員が本会則に違反する行為を行い、野口颯選手及びその関係者などに対して著しく損害を与える恐れがあったりする場合は会員資格を抹消することが出来る。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 事務局長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 1名 |

(役員の仕事)

第10条 本会の役員は次の仕事を遂行する

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 事務局は、本会の運営、庶務を総括し、企画、広報、渉外活動を推進する。
- (3) 会計は、本会の収入支出を管理する。
- (4) 監事は、本会の事業及び会計の状況を監査する。
なお、監事は他の役職と兼任することは出来ない。

(役員の任期)

第11条 役員は会員の中から選任し、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

なお、役員に欠員が生じた際の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 本会の会議は、役員会とし後援会の運営について重要事項を審議決定する。

(総会)

第13条

- (1) 総会は年1回開催するものとし、会長が招集する。但し、会長が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。なお、総会はオンラインでの開催としてもよい。
- (2) 総会の出席者は、本会則（規約）第4条、第5条に定められた会員と本会則第9条に定められた役員とする
- (3) 総会は、前項の出席者の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。
- (5) 総会の決議事項は次の通りとする。
 - (ア) 事業計画及び収支予算
 - (イ) 事業報告及び収支決算
 - (ウ) 規約の改正
 - (エ) 役員の選任
 - (オ) その他、会長が特に必要と認める事項

(役員会)

第14条 役員会は、第9条に定める役員にて構成し、会長が招集する。
なお、適宜必要に応じて役員以外の有識者の参加を求めることも出来る。

(資金の構成)

第15条 本会の運営資金は次の通りとし、
会計（事業）年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日までとする。
(ア) 会員の会費
(イ) 賛助金

(所在地)

第16条 本会の事務局は、静岡県牧之原市仁田 616-4 に置く。

(運営の細則)

第17条 本会の運営に関する事項でこの規約に定めのない事項については、
別途役員会で定める。

附則

本会則は、本会設立の日（2025年6月1日）から施行する。